板橋区確保浴場経常経費補助要綱

(昭和57年5月17日区長決定)

(目 的)

第1条 この要綱は、区長が別に定める基準により、利用者のために確保することが必要と認める 公衆浴場(以下「確保浴場」という。)の経営者に対して、当該浴場の経常経費の一部を補助する ことにより、浴場経営の安定と浴場施設の存続をはかることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、「浴場の経営者」とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第 2条第1項の規定により許可を受けて、東京都板橋区公衆浴場法施行条例(平成24年板橋区条例 第9号)第2条第1項に規定する普通公衆浴場を業として現に経営するものをいう。

(補助対象者)

- 第3条 この要綱による補助を受けることができる者は、確保浴場の経営者で次の各号に掲げる要件を備えているものとする。
 - (1) 浴場経営の存続の意思のあること。
 - (2) 事業税及び特別区民税を滞納していないこと。
 - (3) 正確な会計に基づく経理書類の提出ができること。

(補助対象期間)

第4条 この要綱による補助の対象期間は、原則として当該浴場の申請日前直近の決算日までの1 年間とする。

(経常経費補助の内容)

- 第5条 板橋区確保浴場経常経費補助(以下「経常経費補助」という。)は、確保浴場に対して当該浴場の経営条件と、都知事が決定した価格の基礎となった標準浴場の経営水準とに基づき、<u>別記</u>経常経費補助対象額算定基準により算出した当該浴場の当該年度の経営に必要な経費と収入との差額を補助対象額とし、その2分の1について行う。
- 2 補助額は150万円を限度とする。

(交付の申請)

- 第6条 補助を受けようとする者は、申請書(<u>別記様式第1号</u>)に次に掲げる書類を添えて区長に 提出しなければならない。
 - (1) 向後1年間浴場経営を存続させることの誓約書
 - (2) 第3条第2号に掲げる要件を備えていることを証する書類
 - (3) 直近の3箇年の決算書、申告書等各種帳簿類の写し

(4) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 区長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、補助の要件について審査を行い、 補助の可否を決定し、補助金を交付することと決定した者に対しては、決定通知書(<u>別記様式第2</u> 号)により、交付しないことに決定した者に対しては、通知書(<u>別記様式第3号</u>)により、それぞれ通知する。

(申請の撤回)

第8条 前条の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定の内容又は条件に不服があるときは、当 該決定通知書受領後14日以内に申請を撤回することができる。

(請 求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書 (別記様式第4号)を区長に提出しなければならない。

(支払い)

第10条 区長は、前条の規定により請求書の提出を受けたときは、当該請求書を受理した日の翌日 から30日以内に支払うものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、実績報告書(<u>別記様式第5号</u>)を決定通知書に指定する 日までに区長に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告を調査のうえ、交付すべき交付金の額を確定し、補助金の交付決定を受けた者に通知(別記様式第6号)する。

(決定の取消し)

- 第13条 交付決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、区長は、補助金交付決定の全部又は一部を取消すことができる。
 - (1) 偽りの申込み、その他不正の手段により補助の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を交付の目的以外の用に使用したとき。
 - (3) 交付決定後1年以内に当該浴場経営者でなくなったとき。
 - (4) 交付決定後1年以内に当該浴場が確保浴場でなくなったとき。

(返還請求)

第14条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しにかかる部分に関して、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。 (違約金及び延滞金)

- 第15条 区長が第13条の規定により、補助金交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、交付決定を受けた者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約金(当該違約金が100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 区長が補助金の返還を命じた場合において、納付日までに返還しなかったときは、交付決定を受けた者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき、年10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(当該延滞金が100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(他の規定との関係)

第16条 経常経費補助に係る当該補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都 板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めるところによる。

付 則

この要綱は、昭和57年5月17日から施行する。

付 則(平成2年11月6日付一部改正) この要綱は、平成2年11月6日から施行する。

付 則(平成24年4月11日付一部改正) この要綱は、区長決定の日から施行する。

経常経費補助対象額算定基準

1 算定の基本

当該浴場の償却前損益を、入浴料金算定の基礎となった標準浴場の経常経費の第4項に掲げる一定割合及び当該浴場の実績により算出し、その損金の一部を補助する。

算 定 式

補助対象額=償却前経費-総収入

2 算定期間

算定期間は、原則として当該浴場の申請日前直近の決算日までの過去1年間の期間とする。

- 3 収入の算定
- (ア) 入浴料金収入 実 績
- (イ) 営業外収益 実 績
- (エ)補助金 期間中の補助金

(経常経費補助を除く)

- (才) 付帯事業収入 実 績
- 4 経費の算定

この項における記号の意味は次のとおりとする。

A=標準浴場1日当利用者

B=当該浴場1日当利用者

(ア) 人 件 費(給料、手当、福利厚生費等)

$$\frac{8}{10}$$
 (標準浴場人件費× $\frac{2}{10}$ × $\frac{B}{10}$)

以上、もしくは標準浴場人件費を限度に実績

(イ) 用 水 費

(標準浴場用水費×
$$\frac{2}{10}$$
)+(標準浴場用水費× $\frac{8}{10}$ × $\frac{B}{10}$)

又は実績のいずれか低い方

(ウ) 光 熱 費

又は実績のいずれか低い方、ただし、井水専用等特別な場合は、妥当な額

(工) 燃 料 費

$$(標準浴場燃料費× $\frac{2}{10}$) + (標準浴場燃料費× $\frac{8}{10}$ × $\frac{B}{10}$)$$

又は実績のいずれか低い方、ただし、都市ガス利用の場合は、妥当な額

- (オ) 地代・家賃
 - ① 家賃 実績又は料金収入の3分の1のいずれか低い方
 - ② 地 代 実績(多角化部分は、利用割合に応じて控除)
- (カ) 修 繕 費 -----------------------実 績
- (ク) 備品消耗品費

(標準浴場備品消耗品費
$$\times$$
 $\frac{1}{2}$) + (標準浴場備品消耗品費 \times $\frac{1}{2}$ \times $\frac{B}{A}$)

又は実績のいずれか低い方

- (ケ) 保険料 ----- 実績
- (コ) 会費交際費

$$(標準浴場会費交際費 imes rac{1}{2})$$
 + $(標準浴場会費交際費 imes rac{1}{2} imes rac{B}{A})$

又は実績のいずれか低い方

(サ) その他諸経費

$$(標準浴場諸経費 imes {1\over 2}) + (標準浴場諸経費 imes {1\over 2} imes {B\over A})$$

又は実績のいずれか低い方

- (シ) 営業外費用 実績に基づく妥当な額
- (ス) 特別損失 実績に基づく妥当な額
- (セ)付帯事業費用 実 績

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所

氏 名

印

年度板橋区確保浴場経常経費補助金交付申請書

標記のことについて、下記金額を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額

円

(浴場概況)

浴場名				所在地						
浴所	氏名				土所有	氏名				
有 場者	住所				地者	住所				
従業員数 常用雇人()人、家族専従者()人、パート()人、計()人)人					
使用用水	上水水混合	専用	使用燃料	重 油 雑 燃 混 合	。 專 月		使用下水	処排な	理 区水 区	
決算期 4		年	月日	∃~	年	Ē.	月	日		

(添付書類)

- (1) 向後1年間浴場経営を存続させることの誓約書
- (2) 事業税及び特別区民税の納税証明書
- (3) 過去3年の決算書、申告書等各種帳簿類の写し

様

板橋区長

決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった 年度板橋区確保浴場経常経費補助金を下記 のとおり交付する。

記

- 1 補助金額 円
- 2 交付条件
 - (1) 実績報告

補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告書を 年 月 日までに区長に提出しなければならない。

(2) 額の確定

区長は(1)による実績報告を調査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(3) 請 求

補助事業者が請求しようとするときは、決定通知書及び補助金請求書(様式第4号)を 区長に提出しなければならない。

(4) 決定の取消し

補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消すことがある。

- (ア) 偽りの申込み、その他不正の手段により補助の決定を受けたとき
- (イ) 補助金を交付の目的以外に使用したとき
- (ウ) 交付決定後1年以内に当該浴場の経営者でなくなったとき
- (エ) 交付決定後1年以内に当該浴場が確保浴場でなくなったとき

(5) 補助金の返還

補助事業者は(4)により補助決定を取消された場合において、当該取消しにかかる部分に関して、補助金が交付されているときは、区長が命じる期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(6) 違約金及び延滞金

- (ア) (4)により補助金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、補助金の返還を命じられたときは、補助事業者は、その命令にかかる補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95 パーセントの割合で計算した違約金を支払わねばならない。
- (イ) (5)により補助金の返還を命じられた場合において、当該補助金を納付期日までに 返還しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を支払わねばならない。

(7) 帳簿の整理

補助事業者は、この補助金の会計を明確に記載した帳簿を備え、その証拠書類を整備して少なくとも5年間保存しなければならない。

(8) 他規則との関係

この補助金の交付に関しては、板橋区確保浴場経常経費補助要綱(昭和57年5月17日 区長決定)に定めるもののほか、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年規則第3号) の定めるところによる。

3 申請の撤回

この補助決定の内容又は条件に不服があるときは、この交付決定通知書受領後14日以内 に申請を撤回することができる。 様

板橋区長

通 知 書

年 月 日付をもって申請のあった板橋区確保浴場経常経費補助については、 補助できませんので、通知いたします。

(補助できない理由)

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所

氏 名 印

浴場名

請 求 書

金

ただし、板橋区確保浴場経常経費補助要綱にもとづく確保浴場経常経費補助金

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所 氏 名

印

浴場名

年度板橋区確保浴場経常経費補助金実績報告書

年 月 日付 板 第 号により交付決定を受けた板橋区確保浴場 経常経費補助金について、下記のとおり実績報告します。

記

補助金交付額	補助対象額(年1月~	年12月)	補助金充当額
	(A) 総 収 入	(B) 償却前経費	(A-B) 損 益	
円	円	円	円	円

(添付書類)

1 営業実績表

営 業 実 績 表

項目 月別	日数	入浴者数	入浴料金収入	備	考
月	日	人	円		
月					
月					
月					
月					
月					

(注) 決算日の翌日から実績報告提出日までの実績を記入してください。

様

果、適当と認められるので、その額を

年 月 日付 板 第 号をもって交付決定した板橋区確保浴場経常 経費補助金については、 年 月 日付で提出された、実績報告書を審査した結 円に確定する。

板橋区長

(宛先) 板橋区長

住 所

氏 名 印

浴場名

誓 約 書

私は、板橋区確保浴場経常経費補助申請にあたって、補助金交付を受けた場合は、今後 1 年間、浴場経営を行うことを誓約いたします。